

公共下水道への切り替えを!

公共下水道は自然環境・住宅環境を守り、環境衛生を向上させるために整備されています。毎日の生活から出るトイレ・台所・風呂・洗濯などの雑排水の汚水を公共下水道に流すことによって、衛生的で快適な生活を送ることができ、また、河川等にきれいな水を流すことができるのです。

現在、市内のほぼ全域で公共下水道(汚水)の利用ができるようになっていますが、まだ公共下水道へ切り替えていない方がいます。浄化槽は維持管理の状況によっては悪臭の元となり、隣近所に迷惑をかけることにもなりかねません。浄化槽や汲み取り便所を使用している方は、できるだけ早い時期に公共下水道への切り替えにご協力をお願いします。

切り替え工事は、西東京市の指定下水道工事店を通じてお願いします。なお、西東京市指定下水道工事店「一覧表」は市のホームページでご覧になれます。

下水道課(☎内線2481)

「お出かけ情報地図」ご意見募集中!

市民のみなさん、「お出かけ情報地図」をご存知でしょうか。お店や施設などのバリアフリー情報をまとめた地図のことです。市内各公共施設で今年の5月から無料で配布し、各方面から反響をいただいています。

この地図は、多くの市民参加によって作成されたものであり、現在、この地図の活用方法や今後の展開について検討しています。そこで、できるだけ多くの市民のみなさんの意見を参考にしたいと考えていますので、ぜひお聞かせください。

意見の提出方法・提出先 『お出かけ情報地図』に挟み込んで、ご意見募集用紙に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

直接または郵送(〒202-8555 西東京市役所保谷庁舎保健福祉総合調整課) ファクス(☎22・7309)

提出された意見に個別の回答は行いません。提出期間 10月17日(月)～11月30日(水) 市としては、この地図づくり事業を、地域福祉を普及・推進するための取り組み第一弾と考え、第二弾として今年度から、「人によさしいイスによるまちづくり事業」に取り組み始めました。

具体的内容については、市民参加の地域福祉普及推進会議(普及推進部会)で検討しています。

保健福祉総合調整課(☎内線2313)

油・断・快適! 下水道

下水道に油を流さないで! 下水道に油を流すと、下水管の中で固まってつまったり、悪臭の原因となります。固まった油がオイルボールになり、処理場の機能を著しく害してしまいます。

環境を守るには、下水道を利用するみなさんの協力が不可欠です。1人ひとりが排水のマナーを守ることで大きな改善効果が得られます。

下水道課(☎内線2486)

平成17年度・東京都青少年健全育成成功労者等表彰

10月4日(火)、都庁で、平成17年度東京都青少年健全育成成功労者等表彰式が行われました。



ここで、多年にわたり青少年を健全に育成するため尽力され、多くの業績を上げられた方に贈られる青少年健全育成成功労者として、西東京市では鶴野美代子さん(芝久保町在住)(写真)が受賞されました。

鶴野さんは、青少年育成会芝久保こぶしの会長を長年にわたり務められ、また、農園を開放し、小学生を対象とした農業指導をする等、青少年の健全な育成に多大な寄与をされています。

子育て支援課(☎内線1521)

中・高年代行事プロジェクト 本物に会おう! スタッフを募集

児童館では来年3月に、中学・高校生年代の方を対象としたイベント「本物に会おう!」の開催を予定しています。このイベントは、スポーツ選手、タレントや著名人等、その道のプロあるいはプロを目指している方をお招きして、講演会や実演会等を開催しようというものです。

内容は、中高生年代のアンケートや今回募集するスタッフとして参加するみなさんの意見を基に検討していきます。イベントの企画から運営までを、児童館職員と一緒に作り上げていくスタッフを次のとおり募集します。

対象 市内在住、在学の中学生から18歳まで(在勤含む)の個人・グループで、最初の打ち合せに参加できる方。 打合せ 11月4日(金)午後6時～7時

会場は夜間開館を行っている下保谷児童館か田無柳沢児童センターのどちらかを予定。 申込・問合せ 電話またはファクスで下保谷児童館(☎22・8346)へ

ファクスで申し込みをするときは、「氏名・年齢・電話番号」明記してください。 締切 10月31日(月) 中高生年代の方を対象に、児童館や児童館の活動に関するアンケートを行っています。市のホームページ(<http://www.city.yushio.kyo.lg.jp/>)「イベント情報」をご覧ください。

児童課(☎内線1541)

変わる介護保険 新予防給付とは

平成18年4月から介護認定結果の区分が変更になることを、前回の市報9月15日号でお伝えしました。

今回は、介護保険改正後、要支援1・要支援2に認定された方が利用することができ、「新予防給付」についてご説明します。

新予防給付とは? いつまでも健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、利用者が意欲を持って、必要な支援を活用しながら心身の衰えを予防する取り組み(介護予防サービス)のことを言います。

サービスの開始時期 平成18年4月以降 対象者 状態の維持・改善の可能性の高い「要支援1・要支援2」に認定された方

サービスの計画作成について 一人ひとりに合った効果的な「介護予防サービス」を提示できるように、地域包括介護支援センターがケアプランを作成し、サービスの効果を評価します。

「地域包括介護支援センター」の説明は、市報平成18年1月15日号「地域包括介護支援センターとは」として掲載予定です。

サービスの内容 従前からある介護サービスは内容が見直され、新たに通所系サービスを中心に「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等のメニューが追加されます。

日ごろから掃除や洗濯等の家事を行なうことは、脳の働きを促すとともに、体を動かすことになり、自立した生活を送るうえで大切なことです。日常生活のできない事について、できることを増やしていくように期間や提供方法等を検討したうえで利用することが出来ます。なお、サービスはこれまでと同様に、利用者の選択が基本であり、強制されることはありません。

介護予防訪問介護 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション ・運動器の機能向上 ・立ち上がりや歩行に必要な筋力をつけたり、転倒予防のための訓練等を行います。

栄養改善 栄養士等が個別に栄養バランスのとれた食事を指導します。

口腔機能の向上 歯科衛生士等が嚙む・飲み込む能力や、歯・舌の汚れ等をチェックして、必要な指導や訓練をします。

介護保険課(☎内線2325)